

## 品川区民健康づくり推進協議会設置要綱

制 定 平成17年5月26日  
平成17年5月要綱第55号  
改 正 平成24年4月1日  
平成24年4月要綱第136号  
平成28年4月要綱第148号

### (目 的)

第1条 「しながわ健康プラン21」のもとに、地域における健康づくりを推進するため、「品川区民健康づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置する。あわせて、協議会のもとに区内13地区に「地区健康づくり推進委員会」（以下「地区推進委員会」という。）を組織し、身近な地域での健康づくり活動を推進する。

### (所掌事務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域における健康づくり事業の方針・全体企画および予算の立案等に関すること。
- (2) 各地区推進委員会の連携・調整を図り、統括的な事業実施に関すること。

2 地区推進委員会は、各地区ごとに次に掲げる事業を実施する。

- (1) 推進協議会が策定した全体計画に基づく、地区の事業の企画・実施および啓発に関すること。
- (2) 区の地域保健行政の推進に関すること。

### (組 織)

第3条 推進協議会は、地区推進委員会、医療関係団体、地域団体、健康づくり実践団体（別表1）から推薦された者、および区に勤務する職員をもって構成し区長が委嘱または任命する。

2 地区推進委員会は、地域センター管内ごとに置くものとする。各地区推進委員会の委員は、地域における健康づくりに高い関心と行動力を有し、事業への協力ができる者で、次に掲げる団体から推薦された者または、地区推進委員会会長から推薦された者を区長が委嘱する。

町会・自治会から 各1名程度 (町会・自治会数)

### (任 期)

第4条 推進協議会および地区推進委員会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、区長は相当の理由があると認めるときは任期中でも解任することができる。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(その他)

第6条 推進協議会および地区推進委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

但し平成17年度の推進協議会委員の任期については、平成18年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

## 品川区民健康づくり推進協議会委員各関係団体推薦一覧

区 分	選 出 団 体	推 薦 人 数
医療関係団体 (6名)	品川区医師会	1人
	荏原医師会	1人
	品川歯科医師会	1人
	荏原歯科医師会	1人
	品川薬剤師会	1人
	荏原薬剤師会	1人
地域団体 (4名)	品川区区政協力委員会協議会	1人
	品川区高齢者クラブ連合会	1人
	品川区民生委員協議会	1人
	品川区スポーツ推進委員会	1人
地区健康づくり推進 委員 会 (13名)	品川第一地区推進委員会	各地区推進委員 会からの推薦は 地区推進委員会 会長を充てる。
	品川第二地区推進委員会	
	大崎第一地区推進委員会	
	大崎第二地区推進委員会	
	大井第一地区推進委員会	
	大井第二地区推進委員会	
	大井第三地区推進委員会	
	八潮地区推進委員会	
	荏原第一地区推進委員会	
	荏原第二地区推進委員会	
	荏原第三地区推進委員会	
	荏原第四地区推進委員会	
荏原第五地区推進委員会		
健康づくり実践団体 (3名)	品川区トリム体操連盟	1人
	品川栄養士会	1人
	品川区ラジオ体操連盟	1人